

お薬の販売方法について

分類及び表示	定義	陳列方法	情報提供	対応者	相談時
要指導医薬品 表示は 要指導医薬品 とする	新医薬品等で「医療用医薬品」から移行したが、まだ一般用医薬品としての使用実績が少ないために、一般用医薬品としてのリスクが確定していないものや医療用としての使用経験がない医薬品(スイッチ直後品目)、毒薬、劇薬	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所から消費者が直接手の触れない場所に陳列します また、他の物及び一般用医薬品と区別して陳列します	書面を用いて、適正使用のための必要な情報提供及び必要な薬学的知見に基づく指導を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報の提供又は必要な薬学的知見に基づく指導をします
第一類医薬品 表示は 第1類医薬品 とする	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所から消費者が直接手の触れない場所に他の物と区別して一般用医薬品の区分ごとに陳列します	書面を用いて、適正使用のための必要な情報提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
第二類医薬品 表示は 第2類医薬品 とする	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く)	他の物と区別して一般用医薬品の区分ごとに陳列します 指定第二類医薬品を陳列する場合には、情報提供を行う場所から7m以内に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者	
指定第二類医薬品 表示は 第②類医薬品 第②類医薬品 とする	注) 指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください				
第三類医薬品 表示は 第3類医薬品 とする	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	他の物と区別して一般用医薬品の区分ごとに陳列します			

一般用医薬品

当店における要指導医薬品及び一般用医薬品販売制度の運用についてのご不明な点等がございましたら、当店の薬剤師又は登録販売者まで御相談をお願いします。

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用及び医薬品の適正販売以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

神戸市保健所 予防衛生課 078-322-6796

ご存知ですか?

健康被害救済制度

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行い、迅速に救済するための公的な制度です。
 対象となるのは、昭和55年5月1日以降に発生した副作用による健康被害です。(ただし、医薬品の種類や使用方法等によっては、救済の対象とならない場合があります。)

生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染などにかかり、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行い、迅速に救済するための公的な制度です。
 対象となるのは、平成16年4月1日以降に発生した健康被害です。感染後の発症予防のための治療や2次感染者なども救済の対象となります。

※生物由来製品とは、例えば輸血用血液製剤など人由来のものをはじめとして動物由来のものなどの医薬品、動物の心臓弁や人及び動物由来の成分を塗布したカテーテル類などさまざまなものがあります。

※健康被害救済制度については……

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

☎ 0120-149-931

ホームページ: <http://www.pmda.go.jp/>